

○農林水産省
国土交通省 令 第三号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）を実施するため、宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正）

第一条 宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分（題名を含む。以下この条において同じ。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ

部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則</p> <p>(公共の用に供する施設)</p> <p>第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。) 第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一百一号)第二条第二項に規定する防衛施設とする。</p> <p>2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。</p> <p>(基礎調査の調査事項)</p> <p>第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。) 第四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 土地の利用状況</p> <p>二 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地</p> <p>三 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地における災害発生の危険性</p> <p>(基礎調査の結果の通知及び公表の方法)</p> <p>第三条 法第四条第二項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞</p>	<p style="text-align: center;">宅地造成等規制法施行規則</p> <p>(公共の用に供する施設)</p> <p>第一条 宅地造成等規制法施行令(以下「令」という。) 第二条の国土交通省令で定める施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、水道及び下水道とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

2 法第四条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 宅地造成等（法第十条第一項に規定する宅地造成等をいう。以下同じ。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等区域（法第十条第一項に規定する市街地等区域をいう。）

二 特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等（法第二十六条第一項に規定する居住者等をいう。次号において同じ。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域

三 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域

四 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第四条 令第三十六条の主務省令で定める様式は、別記様式第一とする。

（宅地造成等工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示）

第五条 法第十条第四項（法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号のいずれかの方法により宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示）

第二条 宅地造成等規制法（以下「法」という。）第三条第三項（法第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号の一以上により宅地造成工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市

一〇三 (略)

(削る)

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第

(の公報に掲載して行うものとする。

一〇三 (略)

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第三条 令第二十条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。

(新設)

(宅地造成に関する工事の許可の申請)

第四条 法第八条第一項本文の許可を受けようとする者は、別記様式第

一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所と断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。

二の許可申請書の正本及び副本に、次の表に掲げる図面を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び宅地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
宅地の平面図	方位及び宅地の境界線並びに切土又は盛土をする土地の部分、崖（がけ）又は盛土をする土地の部分に生ずるものに限る。以下同じ。）、擁壁（切土又は盛土をする土地の部分に生ずる崖に設置するものに限る。以下同じ。）、排水施設（切土又は盛土をする土地の部分に設置するものに限る。以下同じ。）及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（切土又は盛土をする土地の部分に設置するものに限る。）の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所と断面図と照合できるように記号を付すること。
宅地の断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作

土地の断面図	排水施設の平面図	崖の断面図	擁壁の断面図	擁壁の背面図	崖面崩壊防止施設の断面図
盛土又は切土をする前後の地盤面	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法
二千五百分の一以上	五百分の一以上	五十分の一以上	五十分の一以上	五十分の一以上	五十分の一以上
と。	高低差の著しい箇所について作成すること。	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。			

排水施設の平面図	崖の断面図	擁壁の断面図	擁壁の背面図
排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法
五百分の一以上	五十分の一以上	五十分の一以上	五十分の一以上
と。	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。		

崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
--------------	--	---------	----------------------------------

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第八条第一項第一号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
イ 登記事項証明書
ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第三の資金計画書

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2|| 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及	五百分の一以上	断面図を作成した箇所は断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石

2||

前項の場合において、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置しようとする者は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を提出しなければならない。

土地の断面図	当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
--------	---	---------	---

二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
 三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
 四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 イ 登記事項証明書
 ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
 七 別記様式第五の資金計画書
 八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
 九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(削る)

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八條 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

三 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二十一条第一項若しくは第四項(同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項(同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

3||

第一項の場合において、令第六条第一項第一号口の崖面を擁壁で覆わない者は、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を記載した安定計算書を提出しなければならない。

(新設)

-
- 五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- イ 地方住宅供給公社
- ロ 土地開発公社
- ハ 日本下水道事業団
- ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ホ 独立行政法人水資源機構
- ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
-

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(新設)

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(新設)

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水域域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

（擁壁認定の基準）

第十三条 国土交通大臣は、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで（これらの規定を令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十七条（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。第九十条において同じ。）の規定に基づき、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

（認証）

第十四条 前条第二項の認証（以下単に「認証」という。）は、第十六条から第十八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以

（新設）

（擁壁認定の基準）

第五条 国土交通大臣は、令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十四条の規定に基づき、令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものである場合には、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

（認証）

第六条 前条第二項の認証（以下単に「認証」という。）は、第八条から第十条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登

下「登録認証機関」という。)が行うものとする。

2 認証を申請しようとする者(以下この項、第二十条第四号及び第二十八条第一項第二号において「認証申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

一～三 (略)

(認証の更新)

第十五条 認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間(第二十二号第九号及び第二十八条第四項において「有効期間」という。)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、前項の認証の更新について準用する。

(登録)

第十六条 第十四条第一項の登録(以下単に「登録」という。)は、認証の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ (略)

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ～ハ (略)

三 (略)

四 登録申請者の行う認証が第十八条第一項各号に掲げる登録要件に

登録認証機関」という。)が行うものとする。

2 認証を申請しようとする者(以下「認証申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

一～三 (略)

(認証の更新)

第七条 認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間(以下「有効期間」という。)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(登録)

第八条 第六条第一項の登録(以下単に「登録」という。)は、認証の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ (略)

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ～ハ (略)

三 (略)

四 登録申請者の行う認証が第十条第一項各号に掲げる登録要件に適

適合していることを証する書類
五 (略)

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 第二十七条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 (略)

(登録要件等)

第十八条 国土交通大臣は、第十六条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。
- イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。次号イにおいて同じ。)において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者
- ロ 二 (略)
- 二 (略)

(登録の更新)

第十九条 (略)

(認証事務の実施に係る義務)

合していることを証する書類
五 (略)

(欠格条項)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 第十九条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 (略)

(登録要件等)

第十条 国土交通大臣は、第八条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。
- イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者
- ロ 二 (略)
- 二 (略)

(登録の更新)

第十一条 (略)

(認証事務の実施に係る義務)

第二十條 登録認証機関は、公正に、かつ、第十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一 (略)

二 認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準(次号及び第二十二條において「認証基準」という。)を定めること。

三(五) (略)

六 第十八条第一項第一号の調査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定又は変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。

七・八 (略)

(登録事項の変更の届出)

第二十一條 登録認証機関は、第十八条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一(三) (略)

(認証事務規程)

第二十二條 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一(十) (略)

十一 第二十八条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項

十二(十四) (略)

第十二條 登録認証機関は、公正に、かつ、第十条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一 (略)

二 認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準(以下「認証基準」という。)を定めること。

三(五) (略)

六 第十条第一項第一号の調査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定若しくは変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。

七・八 (略)

(登録事項の変更の届出)

第十三條 登録認証機関は、第十条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一(三) (略)

(認証事務規程)

第十四條 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一(十) (略)

十一 第二十条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項

十二(十四) (略)

(認証事務の休廃止)

第二十三条 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 休止しようとするときは、その期間
- 四 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条 (略)

2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一～三 (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるものうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ (略)

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(第二十八条において「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 (略)

(適合命令)

第二十五条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十八条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認証事務の休廃止)

第十五条 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十六条 (略)

2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一～三 (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるものうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ (略)

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(第二十条において「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 (略)

(適合命令)

第十七条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十六条 国土交通大臣は、登録認証機関が第二十条の規定に違反しているとき、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十七条 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十一条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 (略)
- 五 第二十九条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 (略)

(帳簿の記載等)

第二十八条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならぬ。

- 一 三 (略)
- 四 認証の申請に係る工場について第十八条第一項第一号の調査を行った年月日及び当該調査を行った者の氏名
- 五 認証の申請に係る工場について認証をすることが決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第十八条第一項第二号の合議制の

(改善命令)

第十八条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十二条の規定に違反しているとき、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十三条から第十五条まで、第十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 (略)
- 五 第二十一条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 (略)

(帳簿の記載等)

第二十条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならぬ。

- 一 三 (略)
- 四 認証の申請に係る工場について第十条第一項第一号の調査を行った年月日及び当該調査を行った者の氏名
- 五 認証の申請に係る工場について認証をすることが決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第十条第一項第二号の合議制の機

機関の構成員の氏名

六 (略)

2/4 (略)

(報告の徴収)

第二十九条 (略)

(公示)

第三十条 国土交通大臣は、次に掲げるときは、その旨を官報に公示し

なければならない。

- 一 登録をしたとき又は第十九条第一項の登録の更新をしたとき。
- 二 第二十一条の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十三条の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十七条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石

関の構成員の氏名

六 (略)

2/4 (略)

(報告の徴収)

第二十一条 (略)

(公示)

第二十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公

示しなければならない。

- 一 登録をしたとき又は第十一条第一項の登録の更新をしたとき。
- 二 第十三条の規定による届出があつたとき。
- 三 第十五条の規定による届出があつたとき。
- 四 第十九条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

(新設)

(新設)

の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第四号(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設(次項において「鋼矢板等」という。)を設置すること

二 次に掲げる全ての措置

イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること
とその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二号第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

(新設)

(新設)

(設計者の資格)

第二十三条 令第十七号第五号の規定により、国土交通大臣が同条第一号から第四号までの規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二條第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者

(許可証の様式)

第三十六條 法第十四條第四項(法第十六條第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2|| 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四條第一項の許可の処分をしたときは、同條第二項の許可証に、第七條第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3|| 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四條第一項の許可の処分をしたときは、同條第二項の許可証に、第七條第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4|| 前二項の規定は、法第十六條第三項において準用する法第十四條第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第七條第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と、前項中「第七項第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

(変更の許可の申請)

第三十七條 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六條第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七條第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が令第十七條第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者

(許可通知書の様式)

第二十四條 法第十條第二項の許可の処分の通知は、第四條第一項の申請書の副本の許可通知欄に所要の記載をしたものによつて行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(変更の許可の申請)

第二十五條 法第十二條第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、第四條の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 変更に係る事項

二 変更の理由

三 宅地造成に関する工事の許可番号

2|| 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならぬ。

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 (略)

2|| 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更(当該変更後の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。))が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(軽微な変更)

第二十六条 法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 造成主、設計者又は工事施行者の変更

二 (略)

(新設)

(新設)

(工事完了の検査の申請)

第二十七条 法第十三条第一項の検査を受けようとする者は、別記様式第三の工事完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(検査済証の様式)

第二十八条 法第十三条第二項の様式は、別記様式第四とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(新設)

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

(新設)

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
 - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
 - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

（災害防止措置に係る費用負担）

第五十一条 都道府県知事は、法第二十条第六項（法第二十三条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

位置図	図面の種類	明示すべき事項	備考
		縮尺、方位、道路及び目標と	

（新設）

（工事等の届出の方法）

第二十九条 法第十五条の規定による届出は、別記様式第五から第七までに掲げる届出書を提出してしなければならない。

地形図	なる地物	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。	

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。
	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	

土地の平面図	
容	を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法)

第五十三条 法第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(新設)

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は

(新設)

、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(新設)

(特定盛土等規制区域の指定等の公示)

第五十七条 法第二十六条第四項の規定による公示は、第五条に規定するところにより行うものとする。この場合において、同条中「宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域」とあるのは、「特定盛土等規制区域」と読み替えるものとする。

(新設)

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

第五十八条 特定盛土等に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

一 第七条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類(この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。)

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類(この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。)

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の

安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第五十九条 法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(新設)

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第六十条 法第二十七条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

(新設)

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(住民への周知の方法)

第六十二条 法第二十九条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第六条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあつては、同項第一号に掲げる方法に

(新設)

より行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)

第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法)

第六十四条 法第三十条第四項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

(許可証の様式)

第六十六条 法第三十三条第四項(法第三十五条第三項において準用す

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- る場合を含む。)の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。
- 2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
 - 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
 - 4 前二項の規定は、法第三十五条第三項において準用する法第三十三条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、前項中「第六十三条第二項」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

(変更の許可の申請)

- 第六十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(軽微な変更)

- 第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。

(新設)

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の

主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項第各号に掲げるものとする。

(完了検査の申請期間)

第六十九条 法第三十六条第一項の主務省令で定める期間は、第三十九条に規定する期間とする。

(新設)

(完了検査の申請)

第七十条 法第三十六条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(検査済証の様式)

第七十一条 法第三十六条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(新設)

(確認の申請期間)

第七十二条 法第三十六条第四項の主務省令で定める期間は、第四十二条に規定する期間とする。

(新設)

(確認の申請)

第七十三条 法第三十六条第四項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(確認済証の様式)

第七十四条 法第三十六条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(新設)

(中間検査の申請期間)

第七十五条 法第三十七条第一項の主務省令で定める期間は、第四十五条に規定する期間とする。

(新設)

(中間検査の申請)

第七十六条 法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(中間検査合格証の様式)

第七十七条 法第三十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(新設)

(定期の報告)

第七十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第七十九条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、第四十九条に規定する期間とする。

(新設)

(定期の報告の報告事項)

第八十条 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、第五十条第一項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の

(新設)

規定を準用する。

2 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第二項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第三項各号に掲げる事項について行うものとする。

(災害防止措置に係る費用負担)

第八十一条 都道府県知事は、法第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法)

第八十二条 特定盛土等に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第二項の規定を準用する。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第四項の規定を準用する。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第八十三条 法第四十条第二項の規定による公表は、第五十三条に規定するところにより行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第八十四条 法第四十条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

(新設)

(擁壁等に関する工事の届出)

第八十五条 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(新設)

(公共施設用地の転用の届出)

第八十六条 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(新設)

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

(新設)

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

三 工事施行者の氏名又は名称

四 現場管理者の氏名又は名称

五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図

七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)
若しくは第六条の二第一項(同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)
の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第一項の認定(同法第四条第一項の変更の認定を含む。)
を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(権限の委任)

第八十九条 令第十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

別記

様式第一

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

(法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第三十条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)
若しくは第六条の二第一項(同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)
の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第一項の認定(同法第四条第一項の変更の認定を含む。)
を受けようとする者は、その計画が法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(権限の委任)

第三十一条 令第十四条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

別記

様式第一

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名
住所
氏名
相 手 方
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

住所
氏名
裁決申請者
氏名

殿

〔注意〕

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

氏名
住所
氏名
相 手 方
氏名

宅地造成等規制法第7条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

住所
氏名
裁決申請者
氏名

殿

〔注意〕

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	
年 月 日 殿	
宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項の 第30条第1項の 規定により、許可を申請します。	※手数料欄
申請者 氏名	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2 設計者住所氏名	
3 工事施行者住所氏名	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5 土地の面積	平方メートル
6 工事着手前の土地利用状 況	
7 工事完了後の土地利用	
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土
9 土地の地形	溪流等への該当有・無
イ 盛土又は切土の高さ	メートル
ロ 盛土又は切土をする	平方メートル

様式第二

正 宅地造成に関する工事の許可申請書	
年 月 日 殿	
宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による 許可を申請します。	※手数料欄
申請者 氏名	
1 造成主住所氏名	
2 設計者住所氏名	
3 工事施行者住所氏名	
4 宅地の所在地及び地番	
5 宅地の面積	平方メートル
イ 切土又は盛土をする 土地の面積	平方メートル

土地の面積		盛土		立方メートル	
ハ	盛土又は切土の土量	切土		立方メートル	
ニ	擁壁	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ メートル	延長 メートル
ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法 センチメートル	延長 メートル
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日			年	月
レ	工事完了予定年月日			年	月
ロ	工程の概要				
11	その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件		※許可番号欄	
年月日 第				年月日 第	
係員氏名		係員氏名			

土地の面積		切土		立方メートル	
ロ	切土又は盛土の土量	切土		立方メートル	
ハ	擁壁	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
ホ	崖面の保護の方法				
ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法 センチメートル	延長 メートル
ト	崖面の保護の方法				
チ	工事中の危害防止のための措置				
リ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日			年	月
レ	工事完了予定年月日			年	月
ロ	工程の概要				
7	その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件		※許可番号欄	
年月日 第				年月日 第	
係員氏名		係員氏名			

【注意】

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定るときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土タイプラインに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。

(別紙)

副

宅地造成に関する工事の許可通知書

※ 許

この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

許可番号 第 号

年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

㊤

可
通
知
欄

条件

1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	平方メートル			
6	イ 切土又は盛土をする土地の面積	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
6	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
6	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				メートル	メートル
6	ホ 崖面の保護の方法へ 工事中の危害防止のための措置				
6	ト その他の措置				
6	チ 工事着手予定年月日	年	月	日	
6	リ 工事完了予定年月日	年	月	日	
6	又 工程の概要				

- 7 その他必要な事項
- [注意]
- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可は不要となります。
 - 2 ※印のある欄は記入しないでください。
 - 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
 - 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 - 5 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについてはほかの法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
 - 6 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

(新設)

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目	金額
自己資金	
借入金	

〇〇〇	
〇〇〇	
〇〇〇	
〇〇〇	
〇〇〇	
計	
用地費	
工事費	
整地工事費	
道路工事費	
排水施設工事費	
防災施設工事費	
〇〇〇	
出	
附帯工事費	

事務費	
借入金利息	
〇〇〇	
計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目	年度			計
	年度	年度	年度	
事業費				
用地費				
工事費				
附帯工事費				
事務費				
借入金利息				
〇〇〇				
借入償還金				
〇〇〇				
計				
支出				
自己資金				
借入金				
〇〇〇				
処分収入				
〇〇〇				
補助負担金				
〇〇〇				
収入				

〇〇〇					
計					
借入金の借入先					

様式第四

(新設)

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項の
第30条第1項〕の規定により、許可を申請します。

※手数料欄

年 月 日
殿

申請者 氏名

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
イ	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	土石の堆積を行う土	平方メートル

地の面積		立方メートル	
ハ	土石の堆積の最大堆積土量		
ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
ト 空地の設置		番号	空地の幅 メートル
チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ロ	工事着手予定年月日	年	月 日
リ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄

年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	
[注意]			
<p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3 欄は、未定の場合は、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第五

(新設)

資金計画書 (土石の堆積に関する工事)

1 収支計画 (単位 千円)

科目	金額
自己資金	

借入金	〇〇〇
処分収入	〇〇〇
補助負担金	〇〇〇
計	〇〇〇
用地費	〇〇〇
工事費	〇〇〇
整地工事費	〇〇〇
防災施設工事費	〇〇〇
撤去工事費	〇〇〇
附帯工事費	〇〇〇
支出	〇〇〇

事務費	
借入金利息	
〇〇〇	
〇〇〇	
計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目	年度			(単位 千円)	
	年度	年度	年度	年度	計
事業費					
用地費					
工事費					
附帯工事費					
事務費					
借入金利息					
〇〇〇					
借入償還金					
〇〇〇					
計					
支					
出					
自己資金					
借入金					
〇〇〇					
〇〇〇					
処分収入					
〇〇〇					
〇〇〇					
補助負担金					
〇〇〇					
〇〇〇					
入					

〇〇〇					
計					
借入金の借入先					

様式第六

(新設)

許可証
第 年 月 日 号

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。）第33条第2項（第35条第3項において準用する場合を含む。）〕の規定により、下記の条件を付して許可する。

1	工事をする土地の所在地及び地番	
2	工事主住所氏名	
3	許可番号	第 号
4	許可対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6	条件	

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第1項〕の
〔第35条第1項〕の
規定により、変更の許可を申請します。

年 月 日
殿

申請者 氏名

※手数料欄

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事着手前の土地利用状 況	
7	工事完了後の土地利用	
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無
イ	盛土又は切土の高さ	メートル

ロ 盛土又は切土をする 土地の面積		平方メートル			
ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			
	切土	立方メートル			
ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
			メートル	メートル	
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
			メートル	メートル	
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチメートル	メートル	
ト 崖面の保護の方法					
	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置					
ヌ その他の措置					
ル 工事着手予定年月日					
ロ 工事完了予定年月日					
ワ 工程の概要					
11 その他必要な事項					
12 変更の理由					
13 許可番号		第		号	
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件		※許可番号欄	

年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
係員氏名	係員氏名

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3 欄は、未定の場合は、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8 欄は、該当する盛土タイズに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。

様式第八

(新設)

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法
 {第16条第1項
 第35条第1項}の

※手数料欄

規定により、許可を申請します。

年 月 日
 殿

申請者 氏名

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積	

工 事 の 概 要		した土石の崩壊を防止するための措置			
へ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置					
ト 空地の設置		番 号	空地の幅	メーソル	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置					
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置					
ヌ 工事中の危害防止のための措置					
ル その他 の 措 置					
ヲ 工事着手予定年月日		年	月	日	
ヾ 工事完了予定年月日		年	月	日	
カ 工程の概要					
8 その他必要な事項					
9 変更の理由					
10 許可番号		第	号		
※受付欄		※決裁欄		※許可に当たつて付した条件	
年 月 日		年 月 日		※許可番号欄	
第 号		第 号		年 月 日	
係員氏名		係員氏名			

【注意】
1 ※印のある欄は記入しないでください。

- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定の場合は、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第九

※受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

様式第二

宅地造成に関する工事の完了検査申請書
宅地造成等規制法第13条第1項の規定による検査を申請します。

※受付欄
年 月 日
第 号

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第17条第1項〕
〔第36条第1項〕の規定による検査を

申請します。

1	工事完了年月日	年月日
2	許可番号	第 号
3	許可年月日	年月日
4	工事をした土地の所在地及び地番	
5	工事施行者住所氏名	
6	備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長



造成主 住所
氏名

1	工事完了年月日	年月日
2	許可番号	第 号
3	許可年月日	年月日
4	工事をした土地の所在地及び地番	
5	工事施行者住所氏名	
6	備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 造成主又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十四

宅地造成に関する工事の検査済証

第 年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長



下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法の〔第13条第1項〕規定に適合していることを証明する。

1	許可番号	第 号
2	許可年月日	年 月 日
3	工事をした土地の所在地及び地番	
4	工事主住所氏名	
5	工事完了検査年月日	年 月 日
6	検査員職氏名	

下記の宅地造成に係る工事は、検査の結果、宅地造成等規制法第9条第1項の規定に適合していることを証明する。

1	許可番号	第 号
2	許可年月日	年 月 日
3	工事をした土地の所在地及び地番	
4	造成主住所氏名	
5	工事完了検査年月日	年 月 日
6	検査員職氏名	印

様式第十一

土石の堆積に関する工事の確認申請書

※受付欄
年 月 日
第 号

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

(新設)

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第17条第4項〕第36条第4項の規定による確認を申請します。

1	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2	許 可 番 号	第 号
3	許 可 年 月 日	年 月 日
4	工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6	備 考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の土石の堆積に関する工事について、〔第17条第4項〕第36条第4項の規定に

(新設)

よる確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1	許 可 番 号	第 号
2	許 可 年 月 日	年 月 日
3	工事をした土地の所在地及び地番	
4	工 事 主 住 所 氏 名	
5	工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6	確 認 員 職 氏 名	

様式第十三

(新設)

※受付欄 年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第18条第1項〕の規定による中間検査を申請します。

1	許可番号	第 号	
2	許可年月日	年 月 日	
3	工事をしている土地の所在地及び地番		
4	工事施行者住所氏名		
5	今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回数	第 回
		特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日
6	今回申請以前の間検査受検履歴	検査実施回数	第 回
		特定工程	
		中間検査合格証番号	
		交付年月日	年 月 日
7	今回申請以降の間検査受検予定	検査実施回数	第 回
		特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日
8	備考		

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法

〔第13条第1項〕の規定に適合していることを証明する。
〔第31条第1項〕

1	許可番号	第 号
2	許可年月日	年 月 日
3	工事を行っている土地の所在地及び地番	
4	工事主住所氏名	
5	中間検査年月日	年 月 日
6	中間検査の対象	検査実施回数
		特定工程
		特定工程に係る工事終了年月日
7	検査員職氏名	

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第1項 第40条第1項の規定により、下記

の工事について届け出ます。

記

1	工事 施 行 者 住 所 氏 名 工事をしている土地の所在 地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
3	工事をしている土地の面積	平方メートル	
4	盛 土 の タ イ プ 平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土	メートル	
5	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル	
6	盛土又は切土をする土地の 面積	平方メートル	
7	盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル

様式第五

①

届 出 書

年 月 日

殿

造成主 住所
氏名

宅地造成等規制法第15条第1項の規定により、下記の工事について

届け出ます。

記

1	工事をしている土地の所在 及び地番	
2	工事をしている土地の面積	平方メートル

8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

【注意】

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第21条第1項〕 〔第40条第1項〕の規定により、下記

の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名 工事をしている土地の所在 地及び地番	
2	(代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、

3	工事着手年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日
5	工事の進捗状況	

【注意】 造成主が法人である場合においては、氏名は、その法人の

名称及び代表者の氏名を記入してください。

(新設)

	経度： 度 分 秒)
3	工事をしている土地の面積 平方メートル
4	土石の堆積の最大堆積高さ メートル
5	土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル
6	土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル
7	工事着手年月日 年 月 日
8	工事完了予定年月日 年 月 日
9	工事の進捗状況

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第3項 第40条第3項 の規定により、下記

の工事について届け出ます。

様式第六

②1

届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、下記の工事について

届け出ます。

記

1	工事が行われる土地の所在地及び地番	
2	行おうとする工事の種類及び内容	
3	工事着手予定年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第4項第40条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	転用した土地の所在地及び地番	
---	----------------	--

記

1	工事が行われる土地の所在地及び地番	
2	行おうとする工事の種類及び内容	
3	工事着手予定年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第七

③1

届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成等規制法第15条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	転用した土地の所在地及び地番	
---	----------------	--

2	転用した土地の面積	平方メートル
3	転用前の用途	
4	転用後の用途	
5	転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル

2	転用した土地の面積	平方メートル
3	転用前の用途	
4	転用後の用途	
5	転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

(新設)

6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土	
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無	
10	工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
		ハ 盛土又は切土の土量	立方メートル 立方メートル
		ニ 擁壁	番号 種類 高さ 延長 メートル メートル
ホ	崖面崩壊防止施設	番号 種類 高さ 延長	メートル メートル
		番号 種類 高さ 延長	メートル メートル
		番号 種類 高さ 延長	メートル メートル
ヘ	排水施設	番号 種類 高さ 延長	メートル メートル
ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年 月 日	

ラ	工事完了予定年月日	年	月	日
ロ	工程の概要			

11 その他必要な事項

【注意】

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定の場合は、後で定まつてから工事着手前に届けてください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十七

(新設)

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の
工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土	

事 務 概 要		地における地盤の改良 その他の必要な措置	番号	空地の幅 メートル
ト	空地の設置			
チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
又	工事中の危害防止のための措置			
ル	その他の措置			
ヲ	工事着手予定年月日		年	月
ク	工事完了予定年月日		年	月
カ	工程の概要			日
8	その他必要な事項			

【注意】

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定るときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外

の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十一

(新設)

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事着手前の土地利用状	

況			
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土	
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無 メートル	
10	工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
		ハ 盛土又は切土の土量	立方メートル 立方メートル
		ニ 擁壁	番号 構造 高さ 延長 メートル メートル
ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類 高さ 延長 メートル メートル
ヘ	排水施設	番号	種類 内法寸法 延長 センチメートル メートル
ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年 月 日	
ロ	工事完了予定年月日	年 月 日	

ウ	工程の概要
11	その他必要な事項
12	変更の理由

[注意]

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定の場合は、後で定まつてから工事着手前に届けてください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十二

(新設)

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の
工事の変更について届け出ます。
記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土	

事 務		地における地盤の改良 その他の必要な措置	
の	ト	番号	空地の幅
		メートル	
要 概	チ		
	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	又	工事中の危害防止のための措置	
	ル	その他の措置	
	ヲ	年	月
	ク	年	月
	カ	日	日
	8	その他の必要な事項	
	9	変更の理由	

[注意]

- 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3欄は、未定の場合は、後で定まつてから工事着手前に届けてください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等につ

いてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。

6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上

〔宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可〕
〔特定盛土等に関する工事の届出〕

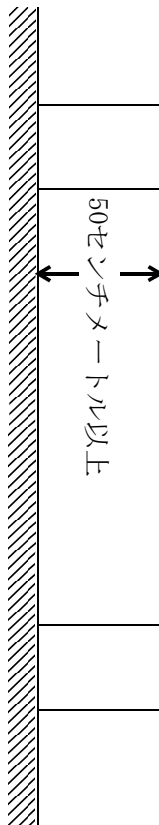
見取図

1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第	号
3	許可又は届出年月日	年	月 日
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
9	工事着手予定年月日	年	月 日
10	工事完了予定年月日	年	月 日
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		

70センチメートル以上

(新設)

許可又は届出担当の 12 都道府県部局名称連 絡先			
---------------------------------	--	--	--



[注意]

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

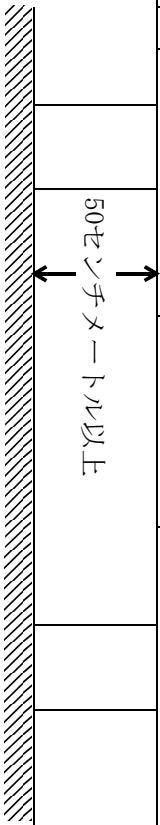
様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識		90センチメートル以上	
見取図			
1	工事主の住所氏名	第	号
2	許可番号		
3	許可又は届出年月日	年	月 日
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		メートル
6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル

(新設)

メ		チ		ン		ヤ		70	
8	土石の堆積の最大堆積土量								
9	工事着手予定年月日	年	月	日					
10	工事完了予定年月日	年	月	日					
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先								
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先								



[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年^{農林水産省}^{国土交通省}令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

	(三)	(一) (完)	(略)	(イ)	<p>九 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項 十 十六 (略)</p>
				(ロ)	
		<p>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定が適用される畜舎等</p>		<p>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面</p>	

改正前

	(三)	(一) (完)	(略)	(イ)	<p>九 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項及び第十二条第一項 十 十六 (略)</p>
				(ロ)	
		<p>宅地造成等規制法第八条第一項の規定が適用される畜舎等</p>		<p>宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面</p>	

別表第三（第六十四条関係）

別表第三（第六十四条関係）

(調 査 表)	(三)	(三)	(三)
	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十五条第一 項の規定が適用 される畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第十六条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等
	宅地造成及び特 定盛土等規制 法第三十五条 第一項の規定 に適合してい ることを証す る書面	宅地造成及び 特定盛土等規 制法第三十条 第一項の規定 に適合してい ることを証す る書面	宅地造成及び 特定盛土等規 制法第十六条 第一項の規定 に適合してい ることを証す る書面
(略)	宅地造成及び特 定盛土等規制 法第三十五条第 一項の規定に 適合している こと	宅地造成及び特 定盛土等規制 法第三十条第一 項の規定に 適合している こと	宅地造成及び特 定盛土等規制 法第十六条第一 項の規定に 適合している こと
(調 査 表)	(三)		
(略)	宅地造成等規制 法第十二条第一 項の規定が適用 される畜舎等		
	宅地造成等規 制法第十二条 第一項の規定 に適合してい ることを証す る書面		
	宅地造成等規制 法第十二条第一 項の規定に 適合している こと		

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

- 3 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成十九年国土交通省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第七号を次のように改める。

七 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第十八条